

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

シャッターの有無	有	・	無
----------	---	---	---

- 備考 1 使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合には、所在図を省略することができます。
- 2 所在図には、保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示するほか、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記し、これらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記してください。
- 3 所在図は、本様式に記載せず、保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できる既存の地図の写しを用いても構いません。
- 4 配置図には、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示するほか、保管場所にあってはその平面の寸法、保管場所に接する道路にあってはその幅員を明記してください。

記載例

埼玉県警察本部

【保管場所の所在図・配置図】の記載例

※黒色のボールペンで記入して下さい。
(消すことのできるボールペンは使用不可)

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄
<p>○ 備考1の場合には、所在図を省略できます。</p> <p>○ 備考3のとおり、既存の地図の写し（当該地図の著作権に注意して下さい。）を用いて作成しても構いません。</p> <p>使用的本拠の位置（自宅等）及び保管場所（車庫）の位置を明記してください。</p> <p>目標となる建物や付近の道路を明記してください。</p> <p>使用的本拠の位置と保管場所の位置を直線で結び、その間の距離を記載してください。 (2kmを超える場合は、証明の対象になりません)</p>	<p>○ 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に実行する</p> <p>○ 自宅の車庫を保管場所とする2台の届出を同時に実行するといった、場所の表示（○市×町△丁目□番○号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に実行する場合には、所在図・配置図は1通の提出で足ります。</p> <p>配置図は省略できません（上記の場合を除く。）。</p> <p>保管場所である駐車枠（自宅敷地等の一角を保管場所とする場合には、駐車スペース）を明示し、その寸法を明記してください（高さ制限のある駐車場所については、高さも記載してください。）。</p> <p>周囲の建物や空地、道路を明記してください。</p> <p>道路の幅員を明記してください。</p> <p>保管場所にシャッター等の遮蔽物がある場合は ○ 設置されている場合 →「有」 ○ 設置されていない場合 →「無」 に○印をつけてください（本欄は空欄でも申請等を受理しますが、円滑な審査のため、記載に御協力ください。）。</p>

備考 1 使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合には、所在図を省略することができます。

2 所在図には、保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示するほか、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記し、これらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記してください。

3 所在図は、本様式に記載せず、保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できる既存の地図の写しを用いても構いません。

4 配置図には、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示するほか、保管場所にあってはその平面の寸法、保管場所に接する道路にあってはその幅員を明記してください。